

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て給付管理運営事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども・子育て給付管理運営事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県守谷市長

公表日

令和4年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て給付管理運営事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の支給等に係る認定を行い、負担金等の決定、徴収や利用した施設等に給付費の支払いを行う。また、地域子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補足給付を行う。</p> <p>主な業務は以下のとおり。</p> <p>①. 窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領した給付認定の申請、変更申請の受領、給付認定の申請、変更申請、職権による変更及び認定取消に係る事実確認の審査を行い認定通知。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知。</p> <p>②. 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに利用者負担等を決定、徴収</p> <p>1.口座申込 2.家族住民税参照 3.料金計算 4.保育料決定通知 5.口座振替依頼(納付書作成)</p> <p>6.振替(納付)結果消込</p> <p>③. 利用状況に応じた利用した給付費等を施設等へ給付。</p> <p>※番号法第19条第7項の規定に従い、必要に応じて給付認定、負担金等の決定において、同法別表第二の第四欄に掲げられた特定個人情報(障害児の有無、障害児通所支援の利用者の有無、住民税の課税の状況、被保護世帯であるか否か、母子家庭であるか否か、支援給付受給世帯であるか否か、特別児童扶養手当受給者有無、障害基礎年金等受給者の有無)を中間サーバーを経由して情報提供ネットワークで情報照会を行い事務に利用する場合がある。</p>
③システムの名称	子ども・子育て給付システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、AIよみと〜る
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル 4. AIよみと〜る情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.番号法 ・第9条第1項 別表第一の8項及び94項</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条、第68条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】 なし</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 13項、116項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部すくすく保育課
②所属長の役職名	すくすく保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月19日	II-1.2 いつ時点の係数か	平成26年12月1日	平成27年12月1日	事後	
平成28年6月19日	I-1.② 事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1.申請受付(宛名参照) 2.入所選考会議 3.入所決定 4.入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準率をもとに保育料を決定、徴収 1.口座申込 2.家族住民税参照 3.料金計算 4.保育料決定通知 5.口座振替依頼(納付書作成) 6.振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1.児童数集計(月報) 2.運営費集計(年度報)	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1.申請受付(宛名参照) 2.入所選考会議 3.入所決定 4.入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準率をもとに保育料を決定、徴収 1.口座申込 2.家族住民税参照 3.料金計算 4.保育料決定通知 5.口座振替依頼(納付書作成) 6.振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1.児童数集計(月報) 2.運営費集計(年度報) ④申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ⑤区分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
平成28年6月19日	I-1.③ システムの名称	子ども・子育て給付システム、宛名管理システム、中間サーバー	子ども・子育て給付システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	
平成28年6月19日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第94項	1.番号法 第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条	事前	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	児童福祉課長 滝本 充	児童福祉課長	事後	
令和1年6月28日	II しいき鑑判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しいき鑑判断項目 1.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和2年10月20日	I-1.③ システムの名称	子ども・子育て給付システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	子ども・子育て給付システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、Alよみと〜	事前	
令和2年10月20日	I-2 特定個人情報ファイル名	1.児童台帳情報ファイル 2.家族台帳情報ファイル 3.宛名情報ファイル	1.児童台帳情報ファイル 2.家族台帳情報ファイル 3.宛名情報ファイル 4. Alよみと〜る情報ファイル	事前	
令和2年10月20日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法 第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項 3.主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条	1.番号法 第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項 3.主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条、第68条	事後	
令和2年10月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】116の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】13項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2	事後	
令和2年10月20日	II しいき鑑判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年10月20日	II しいき鑑判断項目 1.取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年11月12日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】13項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】13項、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2	事後	
令和2年12月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ① 部署	保健福祉部児童福祉課	保健福祉部すくすく保育課	事後	
令和2年12月1日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ① 所属長の役職名	児童福祉課長	すくすく保育課長	事後	
令和2年12月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	守谷市保健福祉部児童福祉課(茨城県守谷市大柏859番地の1 0297-45-1111)	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和2年12月1日	II しいき鑑判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和2年12月1日	II しいき鑑判断項目 1.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	I-1.② 事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1.申請受付(宛名参照) 2.入所選考会議 3.入所決定 4.入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準率をもとに保育料を決定、徴収 1.口座申込 2.家族住民税参照 3.料金計算 4.保育料決定通知 5.口座振替依頼(納付書作成) 6.振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1.児童数集計(月報) 2.運営費集計(年度報) ④申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ⑤区分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どもための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の支給等に係る認定を行い、負担金の決定、徴収や利用した施設等に給付金の支払いを行う。また、地域子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補正給付を行う。 主な業務は以下のとおり。 ① 窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領した給付認定の申請、変更申請の受領、給付認定の申請、変更申請、職権による変更及び認定取消に係る事実確認の審査を行い認定通知。 ② 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準率をもとに利用負担等を決定、徴収 ③ 利用状況に応じた利用した給付費等を施設等へ給付。 ※番号法第19条第7項の規定に従い、必要に応じて給付認定、負担金の決定において、別表別表第二の第四欄に掲げられた特定個人情報(障害児の有無、障害児通所支援の利用者の有無、住民税の課税の状況、被保護世帯であるか否か、母子家庭であるか否か、支援給付受給世帯であるか否か、特別児童扶養手当受給給付有無、障害児認定年金受給者の有無)を中間サーバーを経由して情報提供ネットワークで情報照会を行い事務に利用する場合がある。	事後	
令和4年6月30日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ① 部署	保健福祉部すくすく保育課	子ども未来部すくすく保育課	事後	